

市営住宅だより

No.6
平成31年(2019年)2月号



発行

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市営住宅募集・管理センター

TEL. 06-6858-2395 (直通)
FAX. 06-6858-2401

〈平成31年度〉 収入認定兼家賃決定 通知書

〈平成31年度〉 収入超過者認定 通知書

▼ をお届けします ▼

収入認定兼家賃決定通知書

市営住宅条例第11条2項の規定により、あなたの収入額を下記のとおりに認定するとともに、支払家賃額について通知します。

団地	棟名	部屋番号
収入のある入居者	続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日 平成30年10月1日
家賃	適用開始年月 平成31年4月	適用終了年月 平成32年3月	

収入超過者認定通知書

市営住宅条例第11条2項の規定により、あなたの収入額を下記のとおりに認定するとともに、同条例15条第1項の規定により、あなたを収入超過者と認定します。
収入超過者は、同条例第16条の規定により、市営住宅を明け渡す努力義務があります。

団地	棟名	部屋番号
収入のある入居者	続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日 平成30年10月1日
家賃	適用開始年月 平成31年4月	適用終了年月 平成32年3月	

収入超過年数
年

平成31年4月からの家賃です

〈収入申告未提出と記載された方へ〉

収入申告書が未提出、及び不足書類のある方は**収入の認定ができないために近傍同種の家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）が適用されています。**

すみやかに「豊中市営住宅募集・管理センター（☎06-6858-2395）」へ確認の上、必要書類を提出してください。

〈収入の変動があった方、同居者の転出等があった方へ〉

収入申告書提出後、転職や退職で収入が減少した方、同居者の転出等があった方は収入の認定更正ができる場合がありますので、豊中市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。

〈収入超過者・高額所得者と認定された方へ!〉

市営住宅は、住宅に困っておられる収入の少ない方に低廉な家賃で入居していただくための住宅です。したがって入居後収入が増加し、「収入超過者」と認定された方には住宅の明渡努力義務が、「高額所得者」と認定された方には住宅の明渡義務が、それぞれ公営住宅法等で課せられています。特に高額所得者の方については、住宅を明け渡ししていただくこととなりますので、ご注意ください。

収入超過者・高額所得者の方は民間住宅や、豊中市特定優良賃貸住宅・大阪府住宅供給公社賃貸住宅・UR都市機構（旧公団）賃貸といった公的住宅等への自主的な転居をお願いします。

〈家賃・駐車場使用料の払い忘れなどはありませんか?〉

- 家賃・駐車場使用料は必ず納期内に納めてください。3ヶ月以上の滞納により駐車場が使えなくなったり住宅の明渡しを求められることがあります。収入の減少などで納入が困難となったら**まずは、ご相談を!**
- 納付書を紛失された方は、豊中市営住宅募集・管理センターまで連絡してください。
- 領収証書は大切に保存してください。



家賃・駐車場料金のお支払いは安心・便利な口座振替で

仕事の都合で、子供の育児で、忙しく銀行窓口までなかなか行けない、この頃身体の調子がすぐれず振込に行けない。このような声をみなさまから多く聞かれるようになってきました。

豊中市営住宅は、納付手続きの負担が軽減される便利で安心な口座振替を推奨しています。手続きがまだの方は、「豊中市営住宅募集・管理センター」までお申し出ください。詳しくご説明させていただきます。

■申し込みから開始までの流れ



なお、引落しは毎月末日です。ただし、金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日になります。また、残高不足等により振替不能となった家賃等については、再度振替は出来ません。後日、お知らせと共に送付する納付書により、金融機関にてお納めください。

取扱い金融機関の支店は、全国の支店が利用可能になりました。便利さがさらに広がっています。



児童虐待に関する相談や通報

こどもは幸せに生きる権利をもっています

こどもは一人の人間として、しあわせに生きる権利を持っています。その一方で、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数は年々増加し、児童虐待問題は大きな社会問題となっています。

児童虐待は、こどもの健全な成長を妨げる重大な人権侵害です。

こどもの心と体に深い傷あとを残し、人格形成に大きな影響を与え、時には生命までもおびやかします。

●児童虐待とは？

親または親に代わる保護者などが、こどもに対して次の行為をすることをいいます。なお、これらの行為はこどもの視点で判断します。

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
なぐる、蹴るなど、こどもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加える。	こどもに著しい心理的外傷を与える。(言葉による脅かしや、こどもの心を傷つけること)	保護者としての養育を著しく怠ること。(こどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や、長時間の放置など。)	こどもにわいせつな行為をしたり、させたりする。

みんなで子育てを

こどもを虐待してしまう人は、子育てや親族間のトラブル、経済的な苦しさなど、たくさんの問題を一人で抱え込み、地域や親族から孤立していることが多く、心に大きな傷をもっているケースがあります。

つらい気持ちを身近な人に聞いてもらったり、困っていることについてちょっとした助言や援助があったりすれば、保護者の不安や悩みが少しでも解消され、児童虐待を防止する大きな力になります。

地域の人たちが協力しあいながら援助の手をさしのべることが大切です。



虐待に気づいたら

虐待されているこどもや、その保護者は援助を必要としています。虐待の「早期発見」は、こどもと保護者が必要な援助やサービスにつながるための第一歩となります。児童虐待や、虐待と疑われる行為を発見した場合には、次のところへ連絡してください。

連絡された方の個人情報や、内容は堅く守ります。

●こども家庭相談係

TEL. (06) 6852-8448 □ 月曜～金曜 / 9:00～17:15

●児童虐待110番 (大阪府池田子ども家庭センター虐待通告専用電話)

TEL. (072) 751-1800 □ 月曜～金曜 / 9:00～17:45

●子ども家庭センター夜間休日虐待通告専用

TEL. (072) 295-8737 □ 土曜・休日・夜間等



過去に豊中市営住宅におきまして、大変大きな火災事故が発生しました。そこで、今一度皆様に注意をお願いしたく、以下の火災対策をして頂きますよう、お願いいたします。

火災対策 ～12のポイント～

ちょっとした気のゆるみから火災は発生します。ひとたび発生すれば大惨事となる恐れの高い火災を未然に防ぎ、また、万一火災が発生した場合でも被害を最小限にとどめるための注意点をご案内します。

火事を防止するために

1 寝タバコやタバコの投げ捨てはしない

タバコは灰皿のある場所で吸うようにし、灰皿には水を入れておくようにしましょう。

火のついたタバコの放置や投げ捨ては**絶対にしない**ようにし、その場を離れる時は**完全に火を消してから**にしましょう。



2 住宅周辺に燃えやすいものを置かない

集合郵便受けやゴミ置場など、火の気が無い場所でも放火による火災が多数発生しています。

夜に出したゴミなどが**放火される**恐れもありますのでゴミは**指定された日の朝**に出すようにしましょう。



3 天ぷらを揚げる時はその場を離れない

電話や来客などで、その場を離れる時は**必ずコンロの火を消して**からにしましょう。

コンロの周囲や上部に**燃えやすいものを置かない**ようにしましょう。



4 子供にマッチやライターで遊ばない

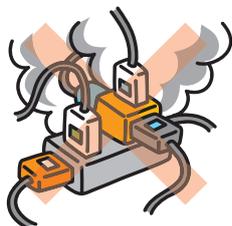
子供はマッチやライターに興味を持っていますので、**目のつくところに置き放しにしない**ようにしましょう。

また日頃から子供に火の正しい使い方や火の**恐ろしさ**をきちんと教えましょう。



5 コンセントをキレイにしタコ足配線をしない

コンセントに埃がたまっていると**そこから発火する**恐れがありますので、こまめにキレイにしておきましょう。また、タコ足配線は埃がたまりやすく、**発熱を起こして火災へと繋がる**恐れがありますので避けましょう。



6 ストープの近くに燃えやすいものを置かない

カーテンの近くでストーブを使っていますか？ストーブの上で**洗濯物を乾かす行為**も**火事の危険性**が増しますので避けましょう。また、ストーブを購入の際は**自動消火装置付きのもの**を選びましょう。



万一の火災に備えて

7 一家に1本 消火器のご用意を

火災が発生した場合は初期消火がその後の被害の程度を決定します。一家に1本、消火器を備えましょう。

⚠ 悪質な訪問販売にはご注意ください。



8 ベランダ・廊下など 避難経路の確認

ベランダは消防法により避難経路とされていますので、避難の邪魔になるようなものを置かないようにしましょう。また、火災が大きい場合、廊下が使えなくなる恐れもありますので、どこから、どのように避難すれば良いかの確認をしておきましょう。



8 火災感知器を設置しましょう

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。平成22年度までに、市営住宅では設置義務のある洋室や和室に順次設置いたしました。

設置されていない住戸がございましたら、**豊中市営住宅募集・管理センター**までご連絡ください。

⚠ 悪質な訪問販売にはご注意ください。



火災が発生した場合には

10 初期消火が決め手です

まだ火が小さい場合、**落ち着いてガス栓やコックを閉めてください**。消火器を使用する場合は**落ち着いて操作**しましょう。また、電気製品や油ものの火災の場合は、感電や爆発的に燃え上がる恐れがありますので絶対に水をかけないでください。



11 119番への通報は 落ち着いて

あわてずに**住所、目標、火災発生階数**を教えてください。



12 避難は確実に

隣近所の方々への**避難の声かけ**をしましょう。お年寄りや体の不自由な方への**配慮**もお忘れなく。



●日頃の心構えが重要です

避難経路の確認、消火器の有効期限や取り扱い方法、火災感知器の電池交換など、いざという時の為に、常日頃から火災防止への取り組みを意識することが必要です。



《 換気扇や換気窓の活用でカビを防ぎましょう 》

●犬猫鳥等の飼育と餌付けは禁止

犬猫鳥等の飼育や餌付けは禁止されています。もし、飼育されている方は、飼育可能な方に譲るなど自主的な対処をお願いします。



●不法投棄・迷惑駐車等の禁止

市営住宅内のゴミの不法投棄、自転車・バイク等の放置または違法駐車は、迷惑になるばかりか、緊急自動車の通行の妨げにもなります。絶対にやめましょう。お互いに「しない・させない」という意識で、住環境を守りましょう。



●騒音トラブルは大丈夫ですか!?

大きな音は上下階や両隣に響きます。普段の生活で自然におこる“生活音”を避けることは難しいですが、床を鳴らすような激しい動きは出来るだけ避けるようにし、特に深夜や早朝などは大きな音を出さないよう、お互いに気をつけましょう。



●ベランダは整理整頓しましょう!

緊急時、ベランダは入居者みなさま（特に両隣）の避難経路になります。逃げ道をふさぐような物を置かないようにし、整理整頓を心掛けましょう。



●「孤独死」を防止しましょう!

全国で孤独死するケースが発生し、社会問題化しています。常日ごろからのコミュニケーションを大切にして、高齢者が孤立しないようにしましょう。



●豊中市安否確認ホットライン ~あなたの気づきをつなげてください~

ご近所に、最近見かけなくなったなど、孤独死につながるような人はいませんか?

06-6858-3327

~安否確認ホットラインとは~

地域のひとり暮らし高齢者などの自宅で、生命の危険が察じられるような「SOS」に気づいたときの連絡窓口です。連絡を受けた場合は、関係各課と連携し、必要に応じて警察や消防にも協力を要請して、迅速な安否確認を実施します。

⚠️ 自宅で倒れているのが確認できた場合は、警察(110番)または消防(119番)へ緊急通報してください。

ひと声ふれあい収集 高齢者・障がい者支援

●ひと声ふれあい収集とは

「65歳以上の介護サービスを受けている方」及び「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方」の在宅生活を支援するため、家庭から排出されるゴミをごみ置場まで持ち出すことが困難な世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行います。

●安否確認も同時に行います

ごみ収集時に「ひと声」かけることにより、高齢者や障害者の方々とのコミュニケーションを図り、安否の確認を行います。

●ご利用できる世帯

市内に居住する次のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみをごみ置場まで持ち出す事が困難な世帯です。ただし、近隣の方や親族等の協力を受けることができる対象世帯及び特別養護老人ホームなど福祉施設に入居の対象世帯は除きます。

- 1 要介護度2以上の認定を受けた65歳以上の世帯
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の身体障害者の世帯
- 3 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの知的障害者の世帯
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の精神障害者の世帯



お問い合わせやお申し込み先

中部事業所

☎(06)6843-3512

申込書は家庭ごみ事業課、環境政策課、高齢者支援課、障害福祉課、高齢者及び障害者関係施設等にあります。